海洋汚染防止法の一部を改正する法律の概要

法律改正の必要性

成立:平成19年5月23日 公布:平成19年5月30日

廃棄物の海洋投棄に係る規制強化 の国際的な流れを受けたロンドン条 約96年議定書の締結に向けた対応

地球温暖化対策としてのCO2海底下 地層貯留の重要性に対する認識の 国際的な高まり

ロンドン条約96年議定書の概要

・廃棄物の海水への投棄を原則禁止等 → H16法改正

で措置済み

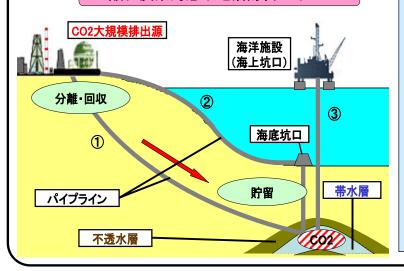
・廃棄物を海底下に廃棄すること(※)を原則禁止 (一部の廃棄物については許可制のもと廃棄可能)

(※)船舶及び海洋施設等からの廃棄(③)に限られる。

→平成19年通常国会において議定書の承認案が可決・成立

海洋環境への影響 を防止しつつ海底 下廃棄できるものと して、CO2を規定

二酸化炭素海底下地層貯留のイメージ



ロンドン条約96年議定書及び 我が国の実態を踏まえ、陸域 からの廃棄(①②)を含め、以下 の事項に係る法的枠組みを整 備することが必要。

> 廃棄物の海底下廃棄を 原則禁止

CO2海底下地層貯留による 海洋環境への影響を防止

改正法の骨子

1. 廃棄物の海底下廃棄の原則禁止

廃棄物を海底の下に廃棄することを、2の許可を受けた場合を除き、禁止する。

- 2. CO2の海底下廃棄に係る許可制度の創設
- (1) CO2を海底の下に廃棄しようとする者(陸域から廃棄しようとする者を含む。)は、 環境大臣の許可を受けなければならないこととする。
- (2) (1)の許可を受けようとする者は、環境影響を評価しなければならないこととする。
- (3) 許可を受けてCO2を海底の下に廃棄する者は、海洋環境の保全に障害を及ぼさ ないよう廃棄し、また、海洋環境を監視しなければならないこととする。